

事例8 一審で敗訴するも高裁で逆転勝訴し難民認定された事案の異議棄却理由

1(1) あなたは、1988年に民主化運動に参加して身柄を拘束されたが、1996年には再び学生運動を支援したことなどを主張しています。

しかしながら、あなたの供述を前提としても、1988年にはあなたは1週間ほどで釈放され、その後は出国するまで平穏に生活していたというのであって、1996年の学生運動への支援なるものも、せいぜいコピーを作成したりビラを配布したり学生に食事を供したりする程度にすぎず、身分証明書を提示して出国を許可されていること（この点に関する供述の変遷は信用できません。）なども併せ考えれば、少なくともあなたが出国した当時、あなたが本国政府から反政府活動家として注視されていたとは認められません。

この点、あなたは、自分が出国した後、前記支援に関連して軍情報部があなたの実家等に対する捜索を行った旨主張していますが、特に合理的な理由もなく異議申立て後になされた主張であり、信用することはできません。

(2) あなたの出国の動機を見ても、あなたは、本邦入国前に滞在した大韓民国において庇護を求めていないほか、本邦入国後も4年以上にわたり、特に合理的な理由もなく難民認定申請しておらず、これら事情に照らせば、あなたが迫害への恐怖から本国を出国したものとは考えられません。

(3) あなたは、本邦において、ビルマ人女性連合（BWU）日本支部の組織化責任者として政治活動を行っている旨主張しています。

しかしながら、上記団体自体、文化的な活動を主とするもので、構成員の数も少ない上、あなたの活動歴も短く、特に本国政府が警戒するほど目立った活動内容も見当たりません。これら事情に照らせば、あなたが本国政府から反政府活動家として注視されるとは考えられません。

(4) あなたは、反政府活動を行っていて禁固14年の刑に処せられた兄に対して支援をしていた旨主張しています。

しかしながら、あなたは、2001年からデモや集会に参加したと言いながら、提出されたデモや集会の写真は2003年11月以降のものであって、少なくともその当時から難民認定申請を意識して証拠収集に努めていたことがうかがわれ、あなたの兄が逮捕されたというのがその後の2003年12月であるというのは、いかにも不自然であるなど、上記主張には疑問があります。

仮にあなたの兄が何らかの処罰を受けているとしても、そもそもあなたが行った支援なるものの内実は、せいぜい兄に対して医薬品や金員を送った程度にすぎないのであって、支援の相手方があなたの兄であることも考えれば、この程度の活動をもってあなたが反政府活動家として迫害を受けるおそれがあるとは考えられません。

(5) あなたは、シャン族出身であることを理由とした迫害のおそれを主張しますが、およそ少数民族出身であるからという理由のみで迫害を受ける危険性は認められず、あなたの活動歴等を併せ考慮しても、その内容が前記程度にとどまることなどからすれば、前記評価を覆すには至りません。

その他あなたの主張や提出証拠をすべて考慮しても、あなたが帰国した場合に迫害を受けるという客観的危険性を認めることはできません。

したがって、あなたは難民の地位に関する条約第1条A(2)及び難民の地位に関する議定書第1条2に規定する難民とは認められず、原処分に誤りはありません。

2 なお、出入国管理及び難民認定法第61条の2の9第3項に基づき、難民審査参与員の意見を聴いた結果、難民審査参与員はいずれも前記同様の理由により、あなたの難民該当性は認められないと述べています。